

来年1月10日までの提出にご協力を!

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」

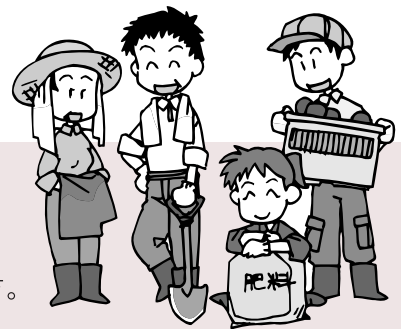
地域の農業者を代表する「農業委員」は、法に定める下記の資格を満たし、毎年作成される「農業委員会委員選挙人名簿」に登載されている農家の方々による選挙で選ばれます。

農業委員会では、農家の方々から毎年1月10日までに、農業委員会委員選挙人名簿作成のための申請書を提出していただき、農業委員会で審査を行い、1月31日までに選挙管理委員会へ送付することになっています。

昨年、名簿登載された方などには、12月中旬に登載申請書の配布を予定していますが、市外で農地を所有し農業経営を行っている方や、平成18年になってから相続などで新たに農地を所有することになった方など、農業経営状況の把握が難しい場合には、登載申請書が配布されないこともあります。

もし、登載申請書がお手元に届かない場合は、農業委員会事務局までお申し出ください。

なお、耕作の業務を営んでいても、選挙人名簿に登載されていなければ投票することができませんので、申請忘れのないようご協力をお願いします。



名簿に記載される方の資格

いなべ市内に住所を有する方で年齢が満20歳以上（昭和62年4月1日以前生まれ）の方のうち下記の①または②のいずれかを満たす方。

- ① 10アール（1,000m²）以上の農地を耕作する農業経営者
- ② ①の方の同居の親族または、その配偶者で年間60日以上農業に従事されている方

市役所への提出締切日は、平成19年1月10日（水）までですので、ご協力をお願いします。

問 藤原庁舎 農業委員会事務局 T 46-6312 F 46-6319
員弁庁舎 選挙管理委員会事務局 T 74-5805 F 74-5800

めざましいなべ通!!

いなべ
検定入門
4

人の一生 葬制よもやま噺

色々な行事が簡略化される中、なかなか葬制については簡略化できないことが多いように思います。

市内の葬制で、ほかの県などからみて特に珍しいと映るのは『トウガラシ汁』だそうです。

また、昔から組が葬儀の一切を取り仕切る風習もあります。一方で、今は昔のような葬列は見られなくなりました。それに住宅事情の変化で仏間を造らない家が増えたことなどから、家で葬儀を執り行わず葬祭会場で行う家も多くなってきました。

情報提供者：
ふるさと・いなべ市の語り部 渡部 勇さん・藤井樹巳さん

問 員弁庁舎 広報情報課 T 74-5819 F 74-5822



仏事用の器と膳(いなべ市郷土資料館所蔵)